

京都市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月11日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第6号

京都市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則

京都市社会教育委員の会議規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 出席することが困難である委員は、インターネット等を利用した方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら同時に通話できる方法をいう。以下同じ。）によって会議に参加することができる。この場合において、インターネット等を利用した方法によって会議に参加した委員は、当該会議に出席したものとみなす。

第5条に次の1項を加える。

- 3 議事は、出席した委員（前項後段の規定により会議に出席したものとみなされる委員を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局生涯学習部)